

登録の移転の手続き(転入)

他の都道府県から高知県内へ登録の移転を希望される方

他の都道府県で登録を受けている方が、高知県内の次の事業所または施設で就業する時、又は従事しようとするときは、高知県へ登録を移転することができます。

居宅介護支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護保険施設、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター

※登録の移転を受けた場合は、移転前に交付を受けていた介護支援専門員証の効力は失われます。

介護支援専門員の業務に就かれる場合には、登録移転の申請と共に介護支援専門員証の交付申請をしていただく必要があります。

<届出(申請)に必要な書類>

- (1) 介護支援専門員登録移転(兼)介護支援専門員証交付申請書(第4号様式)
 - ・手数料として 1,600 円分の高知県収入証紙が必要です。
 - ・高知県収入証紙は、四国銀行本店・支店、高知銀行本店・支店などで購入できます。
- (2) 現在交付を受けている介護支援専門員証の写し(両面)
 - ・介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の登録をした都道府県の登録通知書(又は登録証明書)の写しが必要になります。
- (3) 個人番号確認票
- (4) 個人番号を確認できる書類(介護支援専門員資格における個人番号の取扱いについてをご確認ください。)
- (5) 身元確認書類(介護支援専門員資格における個人番号の取扱いについてをご確認ください。)
- (6) 写真2枚(縦 3.0 cm×横 2.4 cm)
 - ・交付申請日前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
 - ・写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。
- (7) 高知県内に所在する上記の事業所又は施設の業務に従事している、若しくは従事しようとすることを証する書類
- (8) 460 円分の切手を貼った返信用封筒
 - ・返信先の住所及び氏名を明記した封筒(長形3号 縦 23.5 cm×横 12 cm)を添えてください。

※現在介護支援専門員証の交付を受けていない方で、高知県内の上記の事業所または施設で従事しようとするときは「介護支援専門員登録移転申請書(第3号様式)」にて申請してください。「介護支援専門員登録移転申請書(第3号様式)」の申請には上記の(2)(3)(4)(5)(7)(8)が必要です。

<書類の提出先>

書類の提出先は、現在登録を受けている都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。